

## 令和元年8月22日開催 下野市人権推進審議会 人権教育・啓発推進行動計画の進捗状況資料 概要

### ◆ 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

本市では、市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、企業などあらゆる場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深められるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

#### (2) 基本目標

人権教育・啓発活動を推進するとともに、「互いの人権を尊重し合い、共に生きる幸せを実感できる社会の実現」を基本目標とします。

#### (3) 基本姿勢

##### ①生涯学習の視点に立った人権の推進

学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力ある市民の育成に努めます。

##### ②共生の心を育む

高齢者や障がい者、外国人等に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別することなく互いの人権尊重意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが重要です。すべての人々が、互いに共生できる社会の実現に向けた一層の取り組みを進めます。

##### ③連携の促進

家庭、学校、地域、企業、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

### ◆ 行動計画（改訂版）の推進期間

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間

※本計画より、男女共同参画、子ども・子育て支援、高齢者保健福祉、障がい者保健福祉に関連する事業に関しては、人権教育・啓発推進に関連が強い事業のみ進捗管理を行います。その他の事業については、市で策定した各分野の個別計画において進捗管理を行っています。

## ◆重要課題の施策

### 1. 同和問題

同和問題は日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題であると捉え、差別意識の解消に向け、正しい理解を深めるための発達段階に即した人権教育・啓発およびえせ同和行為への対応・予防に取り組みます。

#### <具体的施策>

- ・ 人権一般の普遍的な視点からの「人権教育・啓発」の推進
- ・ 人権の擁護のための相談事業の実施
- ・ えせ同和行為対応について啓発推進

#### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

##### えせ同和行為対応についての啓発推進

【市民協働推進課】(p.2)

平成 29 年度実施なし項目。

企業を対象に法務省発行の啓発パンフレットを配付することで情報発信に努め、広報にてえせ同和行為に関する注意喚起を行いました。

#### ○その他

##### 人権の擁護のための相談事業の実施

【社会福祉協議会】(p.2)

人権擁護委員、民生委員児童委員、行政相談委員、県民相談員による心配ごと相談の相談件数は、H29 と比較し 8 件増加し、同和問題に関する相談は 0 件でした。

相談日は週 3 回、午後に 2 時間の相談時間を設けていましたが、平成 31 年 4 月から月 1 回、午前 2 時間を追加することで、相談者のニーズ把握を行っているところです。

## 2. 女性

「第二次下野市男女共同参画プラン」(※1)に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、女性の参画、登用の推進や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、女性に対するDVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、「下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV対策基本計画)」(※2)に基づき被害防止や被害者の保護に取り組みます。

※1 男女共同参画社会基本法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、さまざまな男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、男女が共に支え合い共に輝きながら心豊かに暮らすことができる地域づくりをめざす計画です。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを目的に策定された計画です。

### <具体的施策>

- ・男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進

### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

#### 男女共同参画推進事業について

【市民協働推進課】(p.3)

「男女共同参画のつどい in しもつけ」「男女共同参画推進セミナー(H29 女性活躍推進セミナーから継続実施)」において、家庭での男女共同参画をテーマとして開催しました。

映画上映は夏休み時期に合わせることや、学校を通じて子どもに対しPRを行い、家族での参加を促しました。また、セミナーは託児を行う事で、家庭への参画意識の高まる子育て世代が参加しやすいよう配慮しました。

男女共同参画情報紙シェアリングおよび広報しもつけにおけるコラムについても、同様のテーマを取り扱い、固定的性別役割分担意識の解消を促しました。

### 3. 子ども

「子育て応援しもつけっ子プラン」(※3)に基づいて地域・家庭・学校と連携した子育て環境づくりを進め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図ります。

また、児童虐待への対応についても、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童(※4)対策に取り組めます。

※3 「子ども・子育て関連3法」に基づく平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組みへの対応を図るとともに、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定した支援計画です。

※4 要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する児童を指します。「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれます。

#### <具体的施策>

- ・子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・子どもに対する虐待、いじめ、不登校の防止・解消を目指した相談・支援体制の充実

#### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

特記事項なし

#### ○その他

##### オレンジリボンキャンペーン事業について

【こども福祉課】(p.4)

子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンの普及により、市民の関心を高め虐待防止に繋げる啓発活動を行っています。

##### 要保護児童対策地域協議会について

【こども福祉課】(p.5)

児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察・司法機関、その他児童の福祉に関連する職務に従事する方で構成されています。協議会では、情報共有のための会議のほか研修会を行っています。

##### ライフステージに応じた相談・支援体制の充実について

【健康増進課】【学校教育課】(p.5)

妊娠・出生届出時には保健師または助産師が面接を行い、要支援者については保健師及び心理職が面接指導を継続実施しています。

児童生徒の支援に関しては、スクールカウンセラー、臨床心理士、コーディネーター等の各種相談員の対応・連携により、児童生徒、保護者、教職員の支援を行っています。

## 4. 高齢者

「下野市高齢者保健福祉計画」(※5)に基づいて、自立支援と生きがいを促進するため、高齢者が生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努めます。また、高齢者との交流などによる福祉教育を充実させ、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。

さらに、関係機関・団体と連携し、認知症高齢者への支援及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組めます。

※5 高齢者の人口の急激な増加や多様化する高齢者ニーズに対応するため、高齢者の福祉と健康の増進を図るための高齢者対策の基本指針です。現在は平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間とした「第7期下野市高齢者保健福祉計画」となっています。

### <具体的施策>

- ・介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進
- ・認知症高齢者等に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

#### 高齢者見守りネットワーク事業について

【高齢福祉課】(p.7)

新たに地域で活躍する生活支援コーディネーターを交え、研修会を開催しました。

研修会では事例の情報共有に加え、実際に現場担当者が困ったことや課題と感じた事項の共有を図りました。今後、研修会で得られた意見をマニュアル等の整備に活かすことを検討しています。

## 5. 障がい者

「しもつけしハートフルプラン」(※6)に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指します。

そのため、障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努めます。

また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスや支援の充実に努めます。

※6 障がいのある人が自立し、地域に住む人が障がいの有無にかかわらず支えあうまちづくりと、共に生きる社会の実現のため、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めるための計画です。現在は平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間とした「第5期下野市障がい者福祉計画」となっています。

### <具体的施策>

- ・教育の充実及び交流・触れ合いの促進
- ・障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・障がい者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実に努めた事業、又は新規で実施した事業など

#### メンタルヘルスボランティア養成講座について

【社会福祉課】 (p.8)

精神障がいへの正しい理解を深めるための養成講座の参加者が、22人から37人に増加しました。

講座は、精神科医による講話、当事者によるトークショー、病院や施設の見学、意見交換の4つのテーマで構成されています。

令和元年度からは、参加者が講座内容をイメージしやすいよう名称を変更し、4回中どの回からも参加可能となりました。広報しもつけに掲載している「障がい福祉瓦版」等で、引き続き周知を図っていくものとします。

## 6. 外国人

差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努めます。

また、在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努めます。

<具体的施策>

- ・外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進
- ・国際感覚を深める教育・啓発の推進

### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

国際交流協会の日本語教室について

【市民協働推進課】(p.10)

市内や近隣市町在住の外国人を対象に、ボランティア講師が日本語を教えているものです。10月からは、参加する外国人のニーズにあわせ、毎週水曜日の開催を追加しています。

翻訳機の導入について

【市民協働推進課】(p.10)

市国際交流協会が所有している翻訳機を窓口対応に導入し、外国語話者の対応時に補助的に活用を行っています。

## 7. HIV 感染者等

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えてくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組みます。

<具体的施策>

- ・エイズ教育（性教育）の推進と正しい知識の普及
- ・ハンセン病に対する正しい知識の普及

### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

特記事項無し

## 8. インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用の推進を図ります。

個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図ります。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応します。

<具体的施策>

- ・利用モラルの向上に向けた教育・啓発の推進
- ・差別的表現への対応

### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

特記事項無し

### ○その他

学校教育におけるインターネット利用の注意について

【学校教育課】(p.13)

H29 下野市子ども未来プロジェクト作成「ネット利用のあたりまえ 4つの大丈夫?」は、学校において継続して利用を行い、児童生徒および保護者の情報モラル向上に努めています。

## 9. その他の人権問題

時代や社会の変化の中で配慮が求められる方々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組みます。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努めます。

<具体的施策>

- ・人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進

### ○今回の進捗状況調査において、取り組みの充実を図った事業、又は新規で実施した事業など

市民人権講座について

【生涯学習文化課】(p.14)

性的マイノリティに関する正しい知識を得る機会を提供し、人権意識を向上するため、性別違和に関する講座を開催しました。そのほか性教育、子どもの貧困、障がい者の人権を取り上げ、幅広く最近の話題を提供することで、学習機会の拡充を図っています。

人権教育講演会について

【生涯学習文化課】(p.14)

ジャーナリスト江川紹子を招き、事件・犯罪等のさまざまな社会問題に関する人権意識や、メディアの扱う情報等について学ぶ機会を提供しました。